

旧制中学校における自治の概念と諸類型 大正期の中学校における規律維持の組織と活動から

市山 雅美*

The Concept and Typology of “jichi” (Self-government) in the High School
—The Organization and Activities to Keep Discipline in the Taisho Era—

Masami ICHIYAMA*

In this paper the notion of self-government (“jichi”) in the Taisho era has been clarified by surveying how students and teachers in those days described self-government. By examining political thoughts on self-government, the notion of self-government has been classified into two categories. In order to classify there are two important concepts, namely independence and self-decision. The self-government by students without independence could be subdued by the school. In the self-government without independence, students could decide in themselves as far as the teachers permitted. It can be named “nominal self-government”. The self-government by students without self-decision may have been independent of school but could be controlled by upper grade students. The control by upper grade students was often used by teachers as a system to keep discipline. The self-government by students with independence and self-decision can hardly be recognized in this paper.

1. はじめに

生徒自治については、生活指導の分野では盛んに議論されている。近年、三者協議会などの形で、生徒の学校運営への参加がはじまっており、学校と生徒集団の関係が変容してきている。そのような状況で、生徒自治と学校運営との関係が問い直されているのではない。

1995年の高生研大会の基調提案¹でも、「教師が何も言わなくても生徒がちゃんとする」といった「悪しき自主管理」について問題としている。「たとえばジュース等の自動販売機設置の要求が出ると一定期間空きカンのポイ捨てがなくなったら認めるといって生徒会にク

リーン・キャンペーンに取り組ませる」といった、生徒の要求に対して学校が持ち出すパターンを批判している。この「悪しき自主管理」は山県有朋の「統治としての地方分権、地方自治」という考え方の流れを汲み、明治以来日本人の中にしみこんでしまったイデオロギーであると、基調提案では述べている。

また、1969年の高生研大会の基調報告²では、生徒自治について「生徒集団の諸要求の実現のために、その実現をはばむ外部諸勢力とたたかう力であり、その目的のために内部にある自己の諸勢力を統制指導する力」と述べた。2001年の大会基調討論発題³では、この自治観に関連して、「諸要求実現のため」といっても、「『要求』とは『教師にとって都合のよい要求』になる危険性」があると指摘されている。

本論文では、このような「教師によって都合のよい」生徒自治、いいかえれば学校の下請けのような生徒自治の起源を考察していきたい。そのために、旧制中学校の自治の考察を行う。

旧制中学校の自治については、生徒の自主性はあまり見られなかったと、以前から論じられている。旧制中学

* 総合文化教育センター 講師

平成 17 年 10 月 14 日受付

¹ 和田徹 文責「高生研第 33 回大会基調提案 子どもの権利条約に応える学校自治・生徒自治の実験を！」『高校生活指導』第 125 号（1995 年）

² 「学園の自治と集団づくり」『後期中等教育を全ての者に』第 35 号（1969 年）

³ 池野真 文責「二一世紀、現場教師はどう生き抜くか」『高校生活指導』第 149 号（2001 年）

校における生徒の自治的な組織とされている校友会⁴について、宮坂哲文は、「自治団体としての当時（明治二十年年代初頭－引用者）の校友会は、学校側の大巾の関与になったもので、会長以下の役員も校長以下の職員が当るといった場合が多かった。教員または学校当局が発起者となっている場合が少なくない。」として、「少数の例外を除いてそこ（旧制中学校－引用者）では自治組織すら学校側の大巾の関与のために生徒たち自身の自主的な組織として成立しえなかったといつてよかろう⁵と述べている⁶。一方で、旧制中学校では、「自治」に価値が置かれていた。例えば、藤岡中学校の「生徒心得要綱」では、「正義を践み責任を重んじ独立自治の精神を涵養すべし」というのが挙げられ⁷、東京府立第四中学校では、「東京府立第四中学校生徒心得十条」の一つとして、「自重自治の念を養ひ稟性を高尚にすべし」というのが挙げられている⁸。このように、戦前の旧制中学校では「自治」に価値を置くのに、戦後になると自治的とみなされないことを考えると、戦前と前後では、「自治」が異なった意味で用いられているとも考えられる（特に、「自重自治」といった用法の場合）。

斉藤利彦は、明治末期以降、「『服従』に代わって「自

⁴ 校友会は、部活動の運営、運動会や行事の運営、雑誌の発行などを行っていた組織で、旧制中学校だけでなく、高等女学校や実業学校にも見られた。校友会については、拙論「旧制中学校の校友会における生徒自治の側面 校友会規則の分析を中心に」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第43号（2003年）、西尾勝「尋常中学校の校友会成立に関する検討課題と方法」『近畿大学教育論叢』第16巻2号（2005年）を参照。

⁵ 宮坂哲文「日本近代学校における課外活動の発達 その発達過程についての覚書」『宮坂哲文著作集』3（1968年）199ページ。（初出「課外活動史」『教育文化史体系』1、1953年）

⁶ 校友会を自治組織として位置づけている論文に、金谷達夫「中等教育における生徒自治活動の成立と変遷」『教育時報』（岡山県教育委員会）第230号（1968年）がある。川合章「教科外と教科の歴史」国民教育研究所編『全書国民教育3 教科の歴史』（1968年）では、校友会の生徒自治の限界を指摘している。

⁷ 藤岡高校八十年史』1975年。

⁸ 『府立四中都立戸山高百年史』1988年。

⁹ 斉藤利彦『競争と管理の学校史』（1995年、東京大学出版会）、222ページ、244ページ。

¹⁰ 石田雄『自治』（三省堂、1998年）、26ページ。

¹¹ 西尾勝「自治」『政治学の基礎概念』（年報政治学）（1979年）、24～25ページ。

¹² 能勢栄『学校管理術』（金港堂本店、1890年）149ページ。

主」と「自治」を「生徒管理」の基底として捉えようとする主張が唱えられるようになる」として、「生徒によって選出された委員が生徒自身を管理するという意味での、いわば『自治』的組織が結成された」と論じている⁹。

このように、旧制中学校における「自治」は「管理」と親和的だったといえるが、旧制中学校では、実際に「自治」をどのように考えていたかは、十分には考究されていないのではないかと。そこで、戦前の旧制中学校における「自治」の語が、学校において（教師によって、生徒自身によって）、どのように用いられてきたかを考察したい。また、そのような自治観が、政治思想における自治の概念の中にどのように位置づけるのか、考察したい。

2. 自治の諸類型

石田雄は、セルフ・ガヴァメントとしての自治の要件として、「政治的支配と被支配の対抗関係を意識した上で、なお治者と被治者が同一であること」と「外の（あるいは上の）権力に対して自立性、独自性を持つ」という二点を提示している¹⁰。

西尾勝は、自治には「自律」と「自己統治」が必要だと論じている。「自律」は、「他者の統制にしばられずにみずからの規範、準則、目的といった規程を定立し、みずからの意思がみずからの行為を律する」という「自主立法権」と「自己の意思が自己の行為を統制する能力、意思を行為に具現する能力」という「自己統御能力」から成る。そして、「自己統治」は「集団ないし共同社会の構成員として、みずからの自律を維持するための制度的保障の形成と運用に参加し、この過程を統制する権能」を持つことである¹¹。

3. 政治的な自治と「精神的自治」

まず、自治の前提となるのは、石田のいう「政治的支配と被支配の対抗関係」の意識であろう。自治は、個人の精神のありようではなく、政治的關係の上に成り立つ。

自治は、たびたび、個人的あるいは精神的なものとして語られてきた。一般に、教育において「自治」の語が用いられた最初の例は、明治23年の能勢栄の『学校管理術』といわれている。そこでは、「自治ノ心トハ自分ノ身ヲ取締リスル心ノカト云フ意味ナリ」¹²とされ、各自の「心」が問題とされている。つまり、自治は個人個人の精神の問題とされている。

旧制中学校でも自治は精神的な問題とされていた。札

幌中学校では、「育成とは訓育の自由的方面に対する称呼にして即ち生徒に一定の範囲内に於ける活動を許し暗黙の間に指導を与へ其成績に就て講評を下し以て独立自治の精神を涵養せんことを期するものなり」¹³としているように、「自治の精神」について訓育の文脈で扱うようになったと思われる。また、熊本中学校の生徒が「汝はかくの如く軽忽にも自治の制度を得ることを以て、我等を進歩せしむる唯一のもの云ふかと。否、予は只我等をして自治の精神を養はしめよと、云ふのみ。」¹⁴というように、自治の制度的側面よりも、精神的側面に重点を置く論もみられる。

後に述べる規律維持のための組織は、例えば、修猷館風紀部がその目的を「生徒自治の精神を作興し校風を維持伸張し社会の悪風潮に動かされず国学興隆の源泉たらんこと」とするよう、「自治の精神」の「涵養」といったことに求められた。このような自治観は生徒の側にも、校友会雑誌の懸賞作文という場ではあるが見られる。大正13年の佐賀中学校では、五年生の作文に、「吾人よ、自分自身を知れ!!! 自治の精神を養へ」¹⁵や、「自治の精神は協同団結するのに欠くべからざる唯一の機関である。協同団結の精神を有するには自覚を要する。各人の自覚を得んには精神修養を要す。故に自治の難は精神修養の難に帰するのである。」¹⁶というのが見られる

このように教育の場に表れた「精神的自治論」は、教育以外の場における自治、例えば、明治末期の地方改良運動期の自治論にも、色濃く見られた。すなわち、明治40年の『地方自治要鑑』では、「自治は、各人が始めて公の生涯に入るの階梯にして、又其畢生の要件たり。各人の間に、克己心を養成し、勤勉力を興起し、又公共の精神を鼓勵せしむ。されば人の活力と品性と、兩つなが

ら之を進むるに於いても、自治は實に之を指導訓化するの任務を負ふ」¹⁷とされている。また、山崎延吉は、「自治の三基石」として、「奉公の精神」、「自助の精神」、「協同の精神」を挙げた¹⁸。そのような自治観は教科書にも見られた。「自治の精神」について、『尋常小學讀本 卷十二』（大正4年）では、「地方人民協同一致して、自ら地方公共の事に任じ、誠意其の團體の爲に力を致すの精神」と述べている。

「精神的自治論」は自治を個人個人の精神のありように矮小化し、以下に述べる自治の要件の「自己決定」と「自立性」を省みなかった。石田は、地方改良運動について、「明治憲法体制下の『地方自治行政』が官治的印象を強く与え、反発を招いたことに対する一種の修正の試み」¹⁹と指摘している。「精神的自治論」は、政治的關係に無関心なことによって、政治的権力に取り込まれていった面もある。それは、中学校では、生徒の「自治」が学校側の取締りに利用されていったことつながる。

4. 自治の要件 「自己決定」と「自立性」

自治は個人の精神の問題ではなく、集団の意思決定や活動の問題であることを確認して、冒頭の自治の定義に戻りたい。石田のいう「治者と被治者が同一であること」は、西尾の「自己の意思が自己の行為を統制すること」にあたり、石田のいう「外の権力に対する自立性」は西尾の「他者の統制に縛られずに自らの規準を定立すること」にあたる。

本論考では、前者を「自己決定」とし、後者を「自立性」とするが、この二点が自治の要件となるだろう。

「自己決定」では集団内の意思決定のプロセスが問題とされ、集団の決定に集団の構成員が全員参加しているかどうか問題となる。一方、「自立性」では集団外との関係を問題とされる。「自立性」は、意思決定が集団内で行われるか集団外で行われるかを問題とし、「自己決定」は、集団内でどのようにして意思決定を行うかを問題とする。

5. 「自立性」のない「下請けとしての自治」

「自立性」については、日本の自治思想では不十分だった。明治憲法体制のもとでは、自治は、中央政府の決定に従った地方行政でしかなかった。山県有朋らは、「国家に対する自治」を説き、自治は国家から与えられたものとした（伝來說といわれる）。そこでは自治は国家に対する義務となる（官僚的後見の自治）。ここでは

¹³ 『北海道庁立中学校現時施設一班（明治四十年七月調）』、『北海之教育』第179号（明治40年、北海道教育会）、44ページ。

¹⁴ 『江原放論』、『江原』第5号（熊本中学校、明治39年）。

¹⁵ 五年生生徒の作文、『栄城』第61号（佐賀中学校栄城会、大正13年）、35ページ。

¹⁶ 五年生生徒の作文（注7とは別の生徒）、同上、36ページ。

『栄城』では、「自治」の題で、懸賞作文を募集し、一等から三等の作文が掲載されている。

¹⁷ 内務省地方局編『地方自治要鑑』1987年、2ページ。

¹⁸ 山崎延吉『農村自治の研究』1908年。

¹⁹ 石田前掲書、32ページ。

議論し決定を下すという政治は中央の役割とされ、地方は政治的な決定のプロセスからは疎外されていた。そのような思想は、地方改良運動期にもあった。例えば井上友一は、「自治の作用」を、「防衛行政（警察と消防－引用者）、風化行政、娯楽行政、奨励行政、救済行政、保健行政、交通行政、勤業行政」とした²⁰。

旧制中学校でも、校長が「修養中であり、人格の未完成である生徒の自治は、学校教師の統制監督を離れたる無制限の自治に非ずして、その自治能力に応じ学校教師の統制指導下における制度的のものであることを忘れてはならぬ事である。」²¹と述べている例があるように、生徒の「自治」は学校の管理を離れては考えられなかった。実際に、活動内容を教師が定めた上で、「自分たちで実行する」ことを自治とする傾向が強かったのではないか。例えば、昭和2年発足の新潟中学校の「生徒自治会」は「自治会は学校当局の指導監督の許に校風の発揚校規の振肅に努ること」というように「自治会」の活動について、枠をはめられている。

また、学校の施設や設備の管理を生徒が行うことを「自治」とするものもあり、学校の下請け、あるいは雑用の処理としての「自治」でしかなかった。例えば、大正9年ごろの藤岡中学校の「自治要目」では、掃除や靴箱の整理や樹木保護といったものをその項目として挙げ、玉名中学校は大正2年に、「生徒扣所及其付属物は上級生の所管とし、^マ玻璃窓の修繕湯呑所の清潔、生垣の保護

等は監督教員指導の下に材料の購入、工作の管理等に当らしめ自然の間自治の気風を養成す²²としている。

これらは、「自分たちで実行する」という点は満たすが、「自分たちで決定する」という点は満たしていない。自立性は、「自分たちで決定し、自分たちで実行することである。しかし、生徒の側にも、「自治は被治に対するの語にして、即ち自己以上の権力者によりて統治せらるべき者に対して其事務を自ら処理せしむるものなり。故に自治の要素としては、其上に自己以上の権力を戴くものあるを要す²³」というように、「自立性」の否定を自治の要件とする論も見られた。

また、石田は、「立憲自治」の理念は、「『公民』が形式的に政治参加の制度に組み込まれる面に力点が置かれ、権力からの自由、すなわち政治権力に対して自主性を主張する『団体自治』の側面に十分な注意を払うことはなかった」と指摘した²⁴。そのような傾向は、後に、自主的団体を国家が利用する自治論にもつながった。例えば、一木喜徳郎は「臣民が国事の負担に分担して、国政に翼賛する」という「自治制」の制度として、「団体が自己の事務を処理すること」を挙げている²⁵。「自立性」は、決定の主体が集団の内にあるか外にあるかの問題だけでなく、集団内の決定が、集団外の権力に利用されることによって、「自立性」を脅かす可能性にも注意する必要がある。決定のプロセスだけでなく、決定の内容も「自立性」の要件として問題となる。

西尾は「他者の統制に縛られずに自らの基準を定立すること」を「自主立法権」としている。「他者の統制に縛られず」というのが、決定主体の自立性を表し、「自らの基準」が決定内容の自立性を表している、敷衍できるのではないか。自立性には、決定主体の自立性と決定内容の自立性が必要であろう。「自立性」のない自治は、「下請けとしての自治」といえよう。

地方改良運動について、鹿野政直は、「最も強調されたのは、『村のことでお上に迷惑をかけない』という点であったろう」と論じ²⁶、そこで、税金の滞納を一掃する運動²⁷などを挙げている²⁸。旧制中学校でも、「気風が墮落すると云へば生徒が悪いのである、教室が不潔だと云へば生徒の罪である、先生は何等責を負ふのではない。又そんなことに先生に責を負ふて頂くと云ふ事は甚しい生徒の恥辱であると云はなくてはならないのだ²⁹」という生徒の言説が見られる。「生徒のことで先生に迷惑をかける」というのを恥とする感覚が、「下請けとしての自治」への動因の一つとなったのではないか。

²⁰ 鹿野論文参照。

²¹ 学校長「自治の精神」『不動岡中学校学友会報』（昭和2年）。

²² 玉名中学校校友会『校友会雑誌』創立十周年記念号（大正2年）、42ページ。

²³ 東京府立第三中学校五年生古谷善次郎「自治の真意義」『学友会雑誌』第30号（大正6年）。

²⁴ 石田前掲書、65ページ。

²⁵ 一木喜徳郎「国体と自治」中央報徳会編『自治の新思潮』1918年、20ページ。

²⁶ 鹿野政直『日本近代化の思想』（1986年、講談社）、210ページ。

²⁷ 内務省地方局『地方改良実例』1912年（復刻版、芳文閣1987年（『地方改良関係資料集』1））。

²⁸ さらに、鹿野はこの事例について、「忠誠競争を助長したわけである」と指摘しているが、同様の例は、旧制中学校にもみられた。岩国中学校では、大正8年に全校生徒を4つの中隊に編成し、体育競技、学力、操行、出席状況で成績を付け表彰した（『岩国高等学校九十年史』1969年）。

²⁹ 「自治制の実施」『学友会雑誌』第26号（東京府立三中、大正4年）。

しかし、生徒が自治における「自立性」を主張した例は、少なからず見られる。

- ・学友会の各部分は各自独立して居り予算以外何等総務部の拘束を受けて居ない。而るに雑誌部だけ検閲とか協同発行（昨年）とかいらざる拘束を受ける必要も理由もあるまい。……三中の自治制は何のためか雑誌部には雑誌部の自治がある。（大正10年、東京府立三中）³⁰
- ・更に自治、自由を唱へ、自学、自習を説く我校の生徒は、殆ど教師の監督監視なくして一切の会合論議が許されてゐる。（大正14年、大島中学校）³¹
- ・我等革新同盟会は生徒の純自治団体ならざる且学校に依りて無能と認められたる校風発揚委員会の存在を無意義と決議す（ストライキの際の決議文）（大正10年、弘前中学校）³²

しかし、「他者の統制に縛られず」といった自立性は、時には、放縦・放埒のようにとらえられ批判されることもあった。「名を自治に託して放縦に流れ言を自由に假

りて従順の得を忘れ長上の監督指導を目して干涉束縛となすが如きは深く省みざるべからず」³³、「放埒只ことに流れ、校則に反き師長に逆ひ監生に抗するを以つて自治と心得るは千仞の深淵の危きを知りつゝ猶相抱いて之に近づくが如し」³⁴、「徒に自治を叫び、自治は他人より干涉を受けないといふことであると解して、悪行をなして、得々然たるものがあり、……」³⁵というような批判が散見される。しかし、それは逆に、学校からの干涉を受けず、自分たちで決めるという自治観というのが、かなり生徒の間で広がっていたことを示しているのかもしれない。

6. 「自己決定」のない 「上級生支配としての自治」

このように「自立性」への着目は見られたが、「自己決定」については、「自立性」以上に、不十分であった。

明治期に主張された名望家自治は、中央政府からある程度独立したとされる自生的な村落共同体に依拠し、経済的に独立した名望家による自治を目指した点では、「自立性」の指向が見られる。また、徳富蘇峰などは、「自立性」を主張する名望家自治論を展開した³⁶。中学校では、この「名望家」の役割を、上級生が果たしたと考えるべからう。しかし、一般に名望家自治は、小作人や労働者の参加を認めない名望家による自治体支配であり³⁷、名望家支配は、伝統的村落共同体の秩序を官僚的統治に接合し³⁸、「『春風和風』的調和を保つ村落共同体」³⁹のもので、「支配関係の意識を消滅させる役割」をもたらし⁴⁰。

村落共同体が中央政府に対し一定の自立性を示したように、旧制中学校では、上級生下級生の自生的秩序が、学校から一定の自立性を示していた。

7. 上級生支配

制裁に関していえば、明治末期には、上級生による暴力的制裁が行なわれた。学校側もそれを黙認していると考えられる事例も見られた。次は、かつての萩中学校の生徒の回想に次のようなものがある。

欠礼は制裁の罰を受ける。町中で上級生に対する敬礼を怠ると後で制裁の場に立たされる。制裁は五年生が、四年生以下全員を運動場に整列させて行われる。夏休みが終わると運動場の草取りが始まる。これの監督は四年生で、これ又四年生の特権で、後から靴でけられる時もある。こうしたことはすべて学校の公認であった⁴¹。

³⁰ 『三中タイムスより』『学友会雑誌』第32号（東京府立第三中学校、大正10年）。

³¹ 『更生の大島中学校』（鹿児島県立大島中学校校友会、昭和5年）。

³² 同年、校風発揚会の会員を棟方教諭が教唆して歌劇興行中、上映館である弘前座前に立ち番させて弘中生の入場の有無を調べさせたことなどがもとで、ストライキが起きた（『鏡ヶ丘80年史』1963年）。

³³ 『吾校の四綱領』『武陽』第1号（神戸第二中学校校友会、明治43年）、兵庫県立兵庫高等学校ホームページ（<http://www.hyogo-c.ed.jp/~hyogo-hs/4kouryou.html>）所収。

³⁴ 古谷前掲論文。

³⁵ 四年生生徒「自治」『栄城』第61号（佐賀中学校、大正13年）。

³⁶ 徳富蘇峰は、「田舎紳士」（本業のかたわら町村の名譽職に継続的にたずさわることができるような経済状態にある豪農）による地方自治を求めた。それは、私権を軽視して一気に天下国家を論じる傾向のある土族に対して、一身一家主義、恒産恒心主義、自治自立主義、修身齊家に努める恒産ある「平凡人」が自分のことを自分で行う、村落共同体を再評価し、「田舎漢」の反骨心と自負心を重視するものだった。一國全体の構造と性格を決定しているのは、町村の組織で、それは人為ではなく自然に形作られと論じている。

³⁷ 石川一三夫『日本的自治の探究 名望家自治論の系譜』1995年。

³⁸ 石川前掲書。

³⁹ 石田前掲書、28ページ。

⁴⁰ 石田前掲書、26ページ。

⁴¹ 山形孝雄（大正一四年卒）談、『山口県立萩高等学校百年史』（1973年）。

学校側が暴力的制裁を問題となるのは、下級生が反抗し同盟休校に発展したりする場合と思われる。

例えば、相馬中学校では、学校史の記述によると、大正九年、三年生ほぼ全員が、「上級生の暴力追放を旗印に三日間の同盟休校を執行し」、「学校当局はこの同盟休校を契機に、以前は上級生の制裁は風紀秩序がある程度たもたれるとして黙認して来たが、態度を見直し、首謀者を厳しく処分した」といわれている⁴²。

学校側が暴力的制裁を問題にしたとき、暴力を加えた上級生を処分することが多い。そして、その場合、上級生がその処分に反発し同盟休校を企てる例は少なくない。

以下は徳島中学校で大正13年に起きた同盟休校の回想である。

二年某がタバコをすい或いは遊郭通い女郎遊びにふけるという事実があったので（未成年者は法律で禁止されている）、先輩の五年生二名が、ポート部の部室へ連れ込んで意見し殴った。ところが二年生某は、鼻血を出し我が家へ泣いて帰った。それをみた父親が、学校へ訴えてきたので事件は表沙汰になった。……結局、五年生二名は退校処分、二年生某は処分無し、という常識では考えられない無法な処分

が行われた。これが同盟休校を起こした原因。そこで、上級生（兄）が下級生（弟）を法律で罰せられる前に注意し警告した行為が何故退校になって、犯罪者の二年生が何故無罪の処分になったのか……とばかり、五年生全員が同盟休校に入った。その結果学校側は首謀者と目される四名を退校処分にした⁴³。

他にも、『教育時論』は、佐賀中学校では、明治40年、「従来五年生が三年生以下の品行を監督する為、勸懲会を組織しをりしが、今回之を解散せしめし為め、同年生は同盟休校せり」と報じている⁴⁴。また、前橋中学校では、大正10年、制裁を加えられた生徒の保護者が学校に抗議したため、制裁を加えた上級生に無期謹慎を命じたことに反発した五年生が、同盟休校を行なった⁴⁵。

このように同盟休校にまで至るのは、上級生の側に、自分たちの行う制裁に正当性があるという意識を持っていると考えられる。これはある意味では、「自立性」の意識があったことを示していると思われる。

しかし、生徒集団内では、「治者と被治者の同一」という自己決定の面はなかったといえる。上級生の決定に下級生は従うだけだった。上級生から下級生にたびたび行われた鉄拳制裁は、上級生の恣意的な決定によるものである。各地の旧制中学校でたびたび行われた同盟休校もまた、生徒たちの「自立性」の表われだと思われる。しかし、「上級生の命令だというので全部授業を放棄して学校の裏山にたてこもった」⁴⁶とか、「大抵は上級生間で火の手が上がり下級生が一蓮托生でお供をすることになる」⁴⁷という回想があるように、上級生が下級生を強制的に参加させたこともあるようだ。また、参加しない者に対する制裁があったりした⁴⁸。また、同盟休校の際、血判といった、ある意味「古風」な団結の様式が見られることもある⁴⁹。

生徒の自治観にも、決定の過程は問わず、ただ単に集団の決定に服従することが自治とするものがある。例えば、「完全なる自治は全く自分一身を圧して団体の制度方針に従ふにある」⁵⁰や、「我等は是に依て団体的自治的の訓練を受け団体に対する犠牲心秩序に対する服従心を養ひ……」⁵¹のような論が見られる。

8. 「上級生支配としての自治」の確立

上記のような、上級生の鉄拳制裁については、様々な批判が加えられるようになった。生徒側の動きとしては、例えば、小樽中学校では明治41年、生徒大会で、「吾人の信条」を決定し、「全員常に座右において、各その実

⁴² 福島県立相馬高等学校創立八十周年記念事業実行委員会『相中相高八十年』1978年。

⁴³ 立石隆一氏（大正14同期関係者）の回想。「徳島中学校城南高校百年史」編纂委員会編『徳島中学校城南高校百年史』1975年

⁴⁴ 『教育時論』797号（明治40年6月5日付）、42ページ。

⁴⁵ 『上毛新聞』大正10年5月20日付。

⁴⁶ 宇都宮中学校大正十年卒業生の回想（『百年誌』現宇都宮高等学校1979年）

⁴⁷ 愛知第一中学校卒業生の回想（『鯨光百年史』現旭丘高等学校、1977年）

⁴⁸ ストライキ反対派の6人を、校庭に引き出してつるしあげた例もある（藤岡中学校、大正6年）（『藤岡高校八十年史』1975年）。一方、盛岡中学校では、明治34年、「ストライキ派とストライキ反対派とが貸席の社稜館を借りて討論をしたことがあった」というように（『白壁校百年史』（現盛岡第一高等学校、1981年）、ストライキについて議論が行われた例もある。

⁴⁹ 大正6年藤岡中学校の同盟休校の際には、各人が誓約書に血判を押した（『藤岡高校八十年史』）。また、水戸中学校では、同盟休校の際、「至誠一貫」、「尽忠報国」と書いて血判した旗をもって行進した（大正9年）（『水戸高等学校史』1982年）

⁵⁰ 大正13年の佐賀中学校の5年生の懸賞作文（『栄城』第61号）、33ページ。

⁵¹ 大正14年、富岡中学校（『校友会誌』第16号）。

践躬行を誓い合った」といわれている。そこには、「上級生には敬礼をしませう」、「忠告された時は大に反省をしませう」などととも、「弱者を脅迫する様な忠告や制裁は絶対にしないことにしませう」とある。

学校側からの批判もあった。群馬中学校で「忠告」と呼ばれていた暴力的制裁については校長が次のように批判している。

幼弱を虚ぐること勿れ。凡そ学生の間相互に制裁を加ふるは甚だよろし。然りと雖も正当なる制裁にあらずして、妄りに幼弱を虚ぐるが如きは最も不可なり我が校の歴史は最も古し。而かもその中に悪しき歴史あり。かの忠告と称するもの、如きは、上毛男児の面目として、速かに止むべきなり。

……昨年中忠告を為したる為停学戒飾の処罰を受けたもの間々之ありしことは、諸氏の猶ほ記憶する所なるべし⁵²。

長野中学校の「お説教」と呼ばれている暴力的制裁について、校長は「生徒同士でやるんだから自治だ。自治はだから貴い杯と説明したものもある。大間違いである。自治は自主の花である。自ら奮つて起つ所に根本がある、理不尽な暴力で縮み上がらせては夫れが何で自治か⁵³」と批判し、「お説教」を禁止した。

大正期には、学校主導で生徒による規律維持の組織が作られていった。例えば、大正15年設立の修猷館風紀部規則では、「風紀部委員若干名を以て週番に充て規定の徽章をを附し館内外の風紀を取締り又屢屢劇場、活動写真常設館、飲食店付近を巡視し生徒の犯行を発見したるときは或は之に忠告し日誌に記録し情状に応じて或は委員会の臨時召集を要求し或は通常委員会の議に上すことを得」とその活動を規定していた⁵⁴。

これらの規律維持の組織では、「制裁」の手順が細かく規定されていることもあった。藤岡中学校の「自治規定」では「制裁の順序」として、

一 委員会に於て必要と認めたる生徒に対して最初

其学級の委員をして忠告せしむ

二 前項の制裁にして効果なしと認めたる時は委員会場に來場せしめ委員全部より忠告を与ふ

三 前項の制裁猶其効果なき時は最上級委員は所定の場所に本人を來場せしめ学校長及其級生徒の学級主任、訓育部主任の立会を乞ひ嚴重なる訓戒を与ふ
四 前三項の手段により改善の見込なき時は学校長に於て適宜の処置を取るものとす

委員は常に全校生徒の自治に注意し必要と認めたる生徒に対しては隨時忠告を行ふものとす

と定めている。このように、厳格に制裁の手続きを定めているのは、暴力の防止とともに、学校側の制裁に対する管理の強化を示していると思われる。

暴力の防止については、例えば、前述の藤岡中学校では、忠告に名を借りた暴力が増えたため、川路校長は「忠告は好ましくない」旨を生徒に伝えたいが、その川路校長が、「自治規定」を定めた。そこでは、「委員会は校規を紊り生徒の本分に悖るものあるときは之に制裁を加ふることを得 但 暴力による制裁は嚴禁す」と規定されていた⁵⁵。

また、前述の長野中学校でも、「お説教」を批判し禁止した江口校長の時、「校友会二切磋商ナルモノヲ設ケ四、五年級ノ各組ヨリ一各名ツノ委員ヲ選出セシメ専ラ全校生徒ノ風紀ニ関シテ努力スル様ニシ其上ニ校長及ビ職員アリテ之レヲ指導スル組織ニセリ」とされている⁵⁶。

それは、既存の上級生支配を利用したものといえる。これらの規律維持の組織で委員を務めるのは、五年生あるいは四年生となっていることが多い。

例えば、大正二年に設立された米沢中学校の「風紀係」は、「職員中より委嘱せる二名の風紀監督の下に五年学生全体をして、風紀係の職責を負はしめ、五学年各組より、三名の風紀主任を選出せしめ、他の生徒は、毎月交代委員若干名を以て、其任務を行はしむ。これ指導監督の下に自治心の涵養を期するに在り。」⁵⁷とされている。修猷館風紀部では、「生徒出身中学校、郷土等を基本として会を組織せしめ第五、四学年の会員中より委員若干名を選出し第五、四学年の組長をも加へて委員会を組織し相互切磋琢磨の機関とす」とされている⁵⁸。

暴力的な制裁は禁じて、上級生の権威自体は、学校も公認していた。生徒心得の中には、下級生は上級生に敬礼すべきと規定したものもあり、上級生下級生の秩序を、学校側が公的なものとして規定している。例えば、札幌中学校「生徒心得」(昭和5年)では、「上級生と下

⁵² 『鈴木校長の演説』群馬県中学校『校友会雑誌』第26号(明治33年)

⁵³ 江口校長「新式お説教に就いて」大正8年。(『長野高校八十年史』1980年所収)

⁵⁴ 『修猷館二百年史』1985年。

⁵⁵ 『藤岡中学校八十年史』。

⁵⁶ 『長野高校八十年史』。

⁵⁷ 妹尾盛親「山形県立米沢中学校教育の現況の一斑」『中等教育』第20号(大正2年)。

⁵⁸ 『修猷館二百年史』。

級生の間に於ては、下級生先づ敬礼し、同級生の間に於ては相互に敬礼を交換すべし⁵⁹、岐阜中学校「生徒心得」(明治45年)では、「生徒相遭ふ時は下級生より先づ上級生に向つて敬礼を行ひ上級生も答礼すべし⁶⁰」などのような規則があった。

そして、上級生による下級生の取り締まりをもって自治とする言説も一部の学校に見られた。例えば、札幌中学校では、「生徒に自治心を養生し相互に制裁の生ずるに至らざれば、訓育の目的は達すべからざる」というように、自治と制裁を関連付け⁶¹、「五学年生徒を以て風紀委員となし下級学友の素行を視察」するとしていた⁶²。また、東京府立四中では、「上級生運動場監督」について、「上級生をして主として責任を負ひ下級生の監督をなさしめしに自治の好成績を挙ぐる」⁶³と、玉名中学校では、「自治の陶冶。学校内外の秩序及風紀を保持し本校教養の趣旨を普及せしむる為に上級生中より風紀生を選定し、其の任に当らしめ……」⁶⁴と述べている。また、生徒の側にも、「自治は上級生の責任なり。上級生先づ自ら治めて下級生を率ゐざる可からず」⁶⁵といった論が見られた。このように、中学校における自治は、ムラの秩序を国家が利用し官僚的統治機構に組み込む名望家自治論のように、上級生下級生の秩序を学校が利用し生徒管理の機構に組み込むものといえよう。石川は、「村の秩序を行政の上で利用するということは、結局のところ、階層制や家格制を公的な場に持ち込むことを意味した」と指摘したが、同様に中学校でも、上級生と下級生間の秩序が、学校の公的な制度にまで持ち込まれたといえる。

このように、「自治」といっても上級生による支配である場合は少なくなく、「自己決定」を認めたものとは

いえなかった。

9. 大正期の生徒自治の類型化

本論考では、「自己決定」と「自立性」の二点を満たすものを「自治」と定義したい。「自立性」はあるが「自己決定」がないものは、先ほど見たようにストライキの際の生徒の行動や上級生支配の学校からの自立性に見られる。これを、「上級生支配としての自治」とする。しかし、「上級生支配」は学校側に利用され、「下請けとしての自治」に陥ってしまう例は少なくない。

また、その一方で、「自立性」はないがある種の「自己決定」が見られた形態もあった。学校側が設立した委員会では、委員選挙や委員会での議論の規定など、「自己決定」が重視される面もあったが、それは、風紀維持などの学校が定めた役割を出るものではなく、「自立性」は見られなかった。このような自治を「形式的自治」としたい。

「自立性」と「自己決定」をともに満たす「近代的自治」は、旧制中学校ではあまりみられなかったが、その点については、今後の課題としたい。

以下に、生徒自治の類型の表を示し、本論考を終える。

| | | 自己決定 | |
|-----|----|---------|---------------|
| | | あり | なし |
| 自立性 | あり | 「近代的自治」 | 「上級生支配としての自治」 |
| | なし | 「形式的自治」 | 「下請けとしての自治」 |

⁵⁹ 『百年史』(現札幌南高等学校, 1997年)。

⁶⁰ 清信 重 『岐阜百年史』(現岐阜高等学校, 1973年)。

⁶¹ このように、制裁と自治を関連づける理論は一般に見られたようだ、例えば、戦前の辞典の記述では、「児童生徒が直接に相互の行為を規制するのを制裁と称ぶ。従つて生徒の自治能力が発達しまた自治の範囲が広がるにつれて大きな意義を有つやうになる」というのが見られる(宗像誠也「制裁」『教育学辞典』3巻(1938年, 岩波書店), 1423ページ)。

⁶² 『北海道庁立中学校現時施設一班』(注7参照)。

⁶³ 『東京府立第四中学校教育実況概覧』(明治42年)。

⁶⁴ 玉名中学校校友会前掲論文。

⁶⁵ 『高中魂』(大正12年, 高田中学校), 『高田高等学校百年史』(1973年)所収。